

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画変更年度	令和4年度
計画主体	名取市

名取市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：名取市生活経済部農林水産課

所在地：名取市増田字柳田 80 番地

電話番号：022-724-7186

FAX番号：022-384-4150

メールアドレス：nousei@city.natori.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カルガモ・カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・キジバト・ドバト・ハクビシン・タヌキ・ツキノワグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	名取市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻、大豆、麦類、野菜	被害面積 860 a 被害額 4,461千円
カルガモ カラス （ハシブトガラス・ハシボソガラス） キジバト ドバト ムクドリ サギ	水稻、野菜	被害面積 68 a 被害額 10,236千円
小型獣類（ハクビシン・タヌキ）	野菜	被害面積 4 a 被害額 33千円

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 市内西部の山間地においてイノシシによる農作物被害が増加しており、特に侵入防止柵未設置地域では農作物被害が多数発生している。被害の発生時期は通年であるが、特に春から夏にかけては、タケノコやバレイショの食害、夏から秋にかけては、水稻や麦類の倒伏、大豆やカンショの食害が発生している。例年、水稻を中心とした被害だったが、様々な品目に被害が拡大している。</p> <p>【カルガモ・カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・キジバト・ドバト・ムクドリ・サギ】 市内全域に多数点在しており、水稻播種時期及び収穫前に市内広域にわ</p>
--

たり食害やほ場の踏み荒らし被害が見られる。また、近年はセリの食害や倒伏による被害が拡大している。

【ハクビシン・タヌキ】

市内全域において、野菜の食害が発生している。また、農作物被害の外にも屋根裏等に侵入し、庇等に残す糞尿による悪臭被害も多く見られる。

【ツキノワグマ】

山間部に近い農地等で目撃されているが、農作物への被害は確認できていない（自家消費等を除く）

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
イノシシ	被害面積 860 a 被害額 4,461千円	被害面積 774 a 被害額 4,014千円
カルガモ・カラス （ハシブトガラス、ハシボソガラス） ・キジバト・ドバト・ムクドリ・サギ	被害面積 68 a 被害額 10,236千円	被害面積 61 a 被害額 9,212千円
小型獣類（ハクビシン・タヌキ）	被害面積 4 a 被害額 33千円	被害面積 3 a 被害額 29千円
ツキノワグマ	—	—

※目標値は現状値の90%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> イノシシについては、名取市鳥獣被害対策実施隊による箱わな、くくりわな及び銃器を使用した捕獲を通年実施している。 鳥類については、名取市鳥獣被害対策実施隊による春・秋2回ずつ予察捕獲を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲従事者の減少、担い手の育成 高齢化により捕獲圧を高めることが困難 捕獲個体の処分、錯誤捕獲個体解放の負担の増加 里山の荒廃、耕作放棄地の増加による鳥獣の生息域拡大

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣類全般については、自己防除を基本とし、被害の状況によっては民間業者による駆除を斡旋している。 	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の多い山間部で、集落単位に侵入防止柵の設置を推進している。 ・ 市単独事業において電気柵等の侵入防止対策に対し、補助金を交付して支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵を設置した地域では一定程度の効果が認められるが、設置後の管理が不十分 ・ 侵入防止柵未設置地域の住民の合意形成が進まない。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄野菜や放任果樹、生ゴミの管理及び周辺環境の整備（草刈り等）の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業の担い手が減少し、農地や里山が荒廃したことで、里山との緩衝帯がなくなり、野生鳥獣が人里付近で生息しやすくなっている。 ・ 耕作放棄地や放任果樹などの隠れ場や餌場が見受けられるため、緩衝帯の整備や誘因物の除去など、自主防除への関心をさらに高める必要がある。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ 被害軽減のために捕獲圧の強化が必要であり、名取市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を継続的に実施する。また、予防策として侵入防止柵設置の普及を図る。特に被害の大きい侵入防止柵未設置地域においては、地域ぐるみの対策が効果的であることを働きかけ、地域単位の設置を推進する。 ・ 鳥類 名取市鳥獣被害対策実施隊による春・秋2回ずつの予察捕獲を継続的に実施する。予察捕獲を実施しても鳥類の被害が軽減されない場合には、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用し、整備事業（防鳥ネ
--

ット等の設置)を推進する。

・ 生息環境管理

鳥獣による農作物被害の発生を未然に防ぐため、誘引物の除去や周辺環境管理の徹底を周知し、被害を受けにくい地域づくりに取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、名取市鳥獣被害対策実施隊による積極的な見回り・捕獲を実施する。

鳥類については、名取市鳥獣被害対策実施隊による春・秋2回ずつの予察捕獲を実施する。

その他の鳥獣については、自主的な被害防止対策を講じても被害等が防止されず、捕獲の必要性が認められる場合において名取市鳥獣被害対策実施隊に依頼し、捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～ 令和6年度	イノシシ カルガモ カラス キジバト ドバト ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none">・ わなの適正管理と維持・ 安全で確実な捕獲手法の検討並びに研修・ 宮城県猟友会と連携し、新規狩猟免許取得者の確保・ 狩猟免許取得にかかる経費の一部助成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
市内のイノシシの捕獲状況については、令和元年度122頭、令和2年度176頭、令和3年度137頭であり、今後も同程度の捕獲数と推測され、名取市鳥獣被害対策実施隊員数も考慮しつつ、捕獲活動を強化した計画頭数を設定する。 その他の鳥獣については、被害状況に応じて適正な捕獲数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	200頭	200頭	200頭
カルガモ	200羽	200羽	200羽
カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	200羽	200羽	200羽
キジバト	100羽	100羽	100羽
ドバト	50羽	50羽	50羽
ハクビシン	5匹	5匹	5匹
タヌキ	5匹	5匹	5匹
ツキノワグマ	人身被害等による捕獲の必要性が認められる場合において、捕獲を実施する。		

捕獲等の取組内容
鳥類については、市内全域にて、春は概ね5月頃、秋は概ね9月頃に銃器を用いた予察捕獲を実施する。 イノシシについては、箱わな及びくくりわなを活用し、山間部等において通年での捕獲活動を実施する。また、県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業と連携を図るとともに、銃器による捕獲活動も実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	侵入防止策の必要性・要望により設置を検討	侵入防止策の必要性・要望により設置を検討	侵入防止策の必要性・要望により設置を検討

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	侵入防止柵の定期的な巡回、刈り払い等を行う	侵入防止柵の定期的な巡回、刈り払い等を行う	侵入防止柵の定期的な巡回、刈り払い等を行う

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

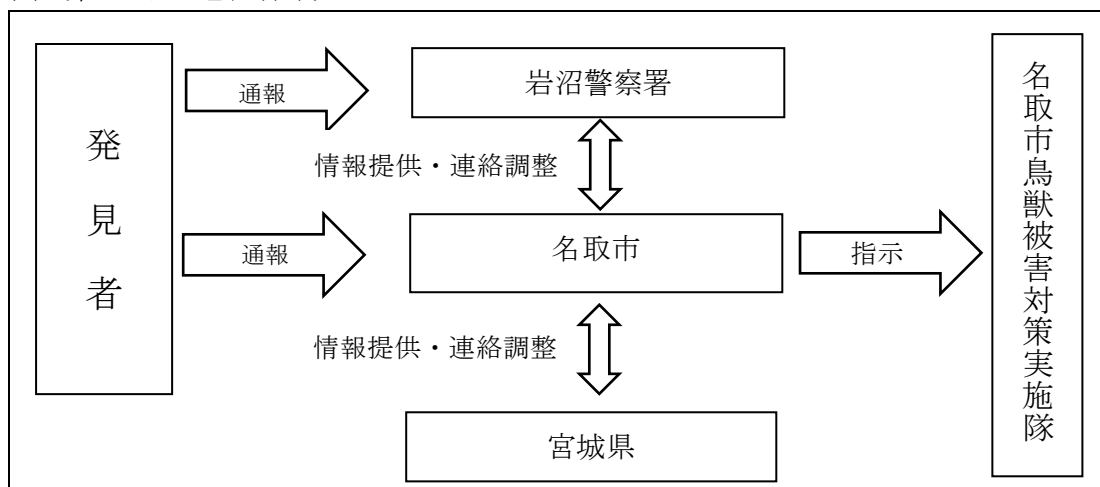
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～ 令和6年度	イノシシ 鳥類 ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> 収穫後の農作物残渣等の誘引物の除去の徹底 周辺環境管理の指導・啓発 侵入防止柵の設置の推進・管理 ホームページ等による予察捕獲実施の周知

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
名取市	関係機関との連絡調整及び注意喚起、情報収集、地域巡回、捕獲許可等
宮城県	指導、助言、捕獲許可
岩沼警察署	地域巡回、住民への注意喚起、銃刀法に基づく指導及び助言、警職法に基づく措置
名取市鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、有害鳥獣許可に基づく捕獲活動等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体については、捕獲現場での埋設又は償却処分とする

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射性物質検出による出荷制限の状況を見極めながら、資源としての活用を検討する。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：名取市有害鳥獣対策協議会	
構成機関の名称	役割
名取市	全体総括、協議会事務局
名取岩沼農業協同組合	農作物の被害状況把握、情報収集
宮城県農業共済組合亘理名取支所	農作物の被害状況把握、情報収集
宮城県亘理農業改良普及センター	被害防除に係る取組及び技術等の指導
宮城県自然保護員	野生動物保護及び鳥獣の生息状況等の意見提言
宮城県猟友会岩沼支部	有害鳥獣の捕獲実施及び捕獲に係る指導・助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県仙台地方振興事務所	捕獲許可及び被害防止対策等の協議・情報提供
宮城県岩沼警察署	銃刀法に基づく安全管理指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊20名程度

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との被害防止対策等の情報共有に努める
